

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>23.09 飼料用に供する種類の調製品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>23.09 飼料用に供する種類の調製品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">(Ⅱ) その他の調製品</p> <p>(A) 合理的、かつ、バランスのとれた常食を確保するために必要とされる全栄養素を動物に供給するための調製品（完全飼料） <u>これらの調製品の特徴は、次に掲げる三つのグループの栄養素のそれぞれからの物品を含有していることである。</u></p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p>(3) 機能栄養素 (“function” nutrients) : これは、炭水化物、たんぱく質及びミネラルの<u>吸収</u>を促進する物質である。ビタミン、微量元素及び<u>抗菌剤</u>（例えば、<u>抗生物質及びコクシジウム症薬 (coccidiostats)</u>）がこれに含まれる。これらの栄養物の欠乏又は不足は、一般に体の不調の原因となる。</p> <p><u>上記三つのグループの栄養素により、動物に必要な栄養のすべては満たされる。その配合及び割合は、飼育目的により異なる。</u></p> <p>(B) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(Ⅱ) その他の調製品</p> <p>(A) 合理的、かつ、バランスのとれた常食を確保するために必要とされる全栄養素を動物に供給するための調製品（完全飼料） <u>これらの調製品の特徴は、次に掲げる三つのグループの栄養素のそれぞれからの物品を含有していることである。</u></p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p>(3) 機能栄養素 (“function” nutrients) : これは、炭水化物、たんぱく質及びミネラルの<u>同化</u>を促進する物質である。ビタミン、微量元素及び<u>抗生物質</u>がこれに含まれる。これらの栄養物の欠乏又は不足は、一般に体の不調の原因となる。</p> <p><u>上記三つのグループの栄養素により、動物に必要な栄養のすべては満たされる。その配合及び割合は、飼育目的により異なる。</u></p> <p>(B) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のソリュブルで、液体、粘ちゅう溶液、ペースト又は乾燥のもの：これらは、魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のミール又は油の製造の際に得られる残液（たんぱく質、<u>ビタミンB</u>、塩類等の水溶性成分を含有している。）の濃縮及び安定化により製造される。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(C) 前記 (A) 及び (B) の完全飼料又は補助飼料の製造用の調製品</p>	<p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のソリュブルで、液体、粘ちゅう溶液、ペースト又は乾燥のもの：これらは、魚又は海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のミール又は油の製造の際に得られる残液（たんぱく質、<u>ビタミンB</u>、塩類等の水溶性成分を含有している。）の濃縮及び安定化により製造される。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(C) 前記 (A) 及び (B) の完全飼料又は補助飼料の製造用の調製品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>商取引上「プレミックス」として知られているこれらの調製品は、一般的には、いくつかの物質（時には添加剤と呼ばれる。）から成る複合組成物であり、含有される物質の性質及び割合は飼育目的により異なる。これらの物質には、次の3種のタイプのものがある。</u></p> <p>（1）消化を促進し、かつ、より一般的には、動物がより効果的に飼料を摂取し、健康を維持するためのもの（<u>体重増加率又は飼料の利用効率を高めるものを含む。</u>）：<u>ビタミン又はプロビタミン、アミノ酸、抗菌剤（例えば、抗生物質及びコクシジウム症薬（coccidiostats））、微量元素、乳化剤、香味料及び食欲増進剤等</u></p> <p>（2）及び（3）（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>ただし、このグループの調製品は、<u>獣医学用のある種の調製品と混同してはならない。</u>後者は、一般に、薬効を有すること及び活性物質がより高濃度であることにより見分けることができ、また、これらはしばしば包装の様式が異なっている。<u>獣医学用の調製品には、例えば、薬効を有する物質を含有する物品で、治療又は予防効果のために動物への十分な投与量を示す使用指示書とともに提示されるものを含む。</u></p> <p>（省略）</p> <p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（省略）</p> <p>87.05 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）</p> <p>（省略）</p> <p><u>作業機械を装備した自動車用シャシ及び貨物自動車持上げ用又は荷扱い用の機械、地ならし用、掘削用又はせん孔用の機械等を装</u></p>	<p><u>商取引上「プレミックス」として知られているこれらの調製品は、一般的には、いくつかの物質（時には添加剤と呼ばれる。）から成る複合組成物であり、含有される物質の性質及び割合は飼育目的により異なる。これらの物質には、次の3種のタイプのものがある。</u></p> <p>（1）消化を促進し、かつ、より一般的には、動物がより効果的に飼料を摂取し、健康を維持するためのもの：<u>ビタミン又はプロビタミン、アミノ酸、抗生物質、コクシジウム病薬（coccidiostats）、微量元素、乳化剤、香味料及び食欲増進剤等</u></p> <p>（2）及び（3）（同 左）</p> <p>（同 左）</p> <p>ただし、このグループの調製品は、<u>獣医用のある種の調製品と混同してはならない。</u>後者は、一般に、薬効を有すること及び活性物質がより高濃度であることにより見分けることができ、また、これらはしばしば包装の様式が異なっている。</p> <p>（同 左）</p> <p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>87.05 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p><u>作業機械を装備した自動車用シャシ及び貨物自動車持上げ用又は荷扱い用の機械、地ならし用、掘削用又はせん孔用の機械等を装備した車両が、この項に属す</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>備した車両が、この項に属するためには、少なくとも機械的特徴（走行用原動機、変速用のギヤボックス及び制御装置並びにかじ取り用又は制動用の装置）を備えていることにより、実際に、本質的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車となったものでなければならないことに注意しなければならない。</u></p> <p><u>これらの自動車は、作業機械の一以上の操作部が車両の運転室内に設置されていたとしてもこの項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p><u>るためには、少なくとも機械的特徴（走行用原動機、変速用のギヤボックス及び制御装置並びにかじ取り用又は制動用の装置）を備えていることにより、実際に、本質的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車となったものでなければならないことに注意しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>